

にじいろ保育園二子新地 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主

事業者の名称	ライクキッズ株式会社
事業者の所在地	東京都渋谷区道玄坂1-12-1
事業者の電話番号	03-6431-9794
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦

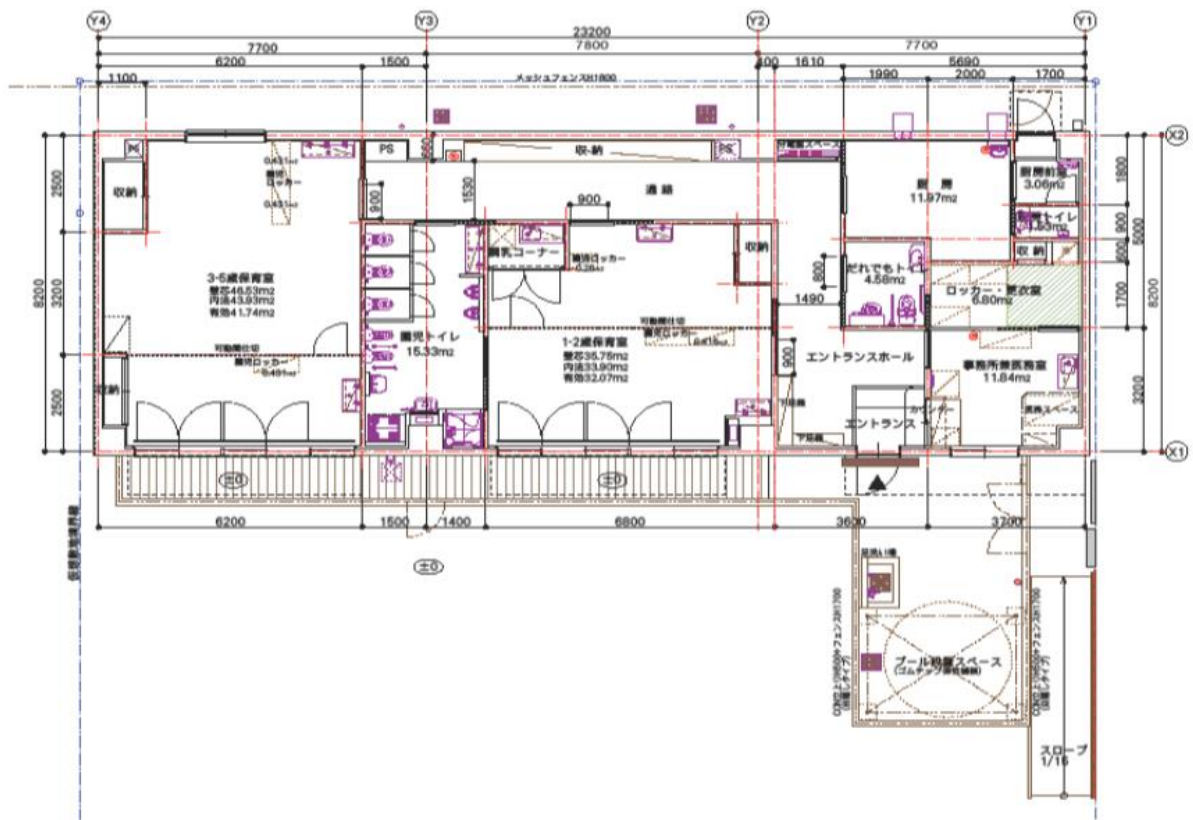
2 施設の概要

種別	保育所					
名称	にじいろ保育園二子新地					
所在地	川崎市高津区二子1-17-5					
電話番号	044-712-3806					
施設長氏名	清水 幹子					
開設年月日	平成27年4月1日					
利用定員 (年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	0人	6人	6人	6人	6人	6人
取扱う保育事業	延長保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		650.07m ²			
園舎	構造	鉄筋コンクリート造1階建て			
	延床面積	190.24m ²			
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	32.07m ²		
	ほふく室	-	-		
	保育室	1室	41.74m ²		
	遊戯室	-	-		
	調理室	1室	11.97m ²		
	医務室 事務室	1室	11.84m ²		
屋外遊戯場 (園庭)		-			

平面図



4 施設の目的、運営方針

「にじいろ保育園」の保育は、保護者や地域の皆さまと子育ての楽しさを分かち合いながら、陽だまりのようなあたたかい空間（いえ）で、子どもたちがのびやかに生きていく力を育てていきます。

晴れた日には散歩に出かけて草木や石、虫や魚などとふれあう時間を楽しみ、自然のかかわりの中から、生命の大切さや自分で考える力、他人をおもいやる心など、人として大切な感性や心を養っていきます。

こども理念

のびやかに育て だいちの芽

保育方針

みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛

信頼・安定・共感

めざす保育園像

● 陽だまりのような保育園

● 地域と共に育つ保育園

● 子どもと共に輝いていける保育園

保育目標

めざす子どもの姿

■自然を愛し、心身ともに健やかな子ども

*歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を通して、からだを動かす楽しさを知った子ども。

*自然と親しみ、情緒豊かな心・知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を持った子ども。

■自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども

*意欲・想像を掻き立てられる環境の中で子ども自らが主体的に行動し「やってみよう」と思える子ども。

*様々な遊びや実体験を通じ想像力を養いながら、正しいと思うことが分かり自分で行動する力困難にも立ち向かい簡単にあきらめない心をもった子ども。

■「仲間」と関わり、人を思いやれる子ども

*相手の人権を尊重し、思いやりのある子ども。

*やさしく愛され見守られる中で、人を愛したり、やさしくすることに喜びを持てる子ども。

■自己を表現できる子ども

*さまざまな生活の場面で、自分の思いを「自分らしく」表現できる子ども。

*豊かな体験を通して物を見たり・感じたり・考えたりし、喜びや驚きを伝えられる子ども。

5 職員体制

職種	員数	職務内容
施設長	1人	園務の統括
主任保育士	0人	-
保育士	5人以上	保育業務
調理員（栄養士除く）	0人以上	給食調理
看護師	0人	-
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
事務員	0人	（法人本部対応による）
嘱託医	2人	内科医及び歯科医との嘱託医契約

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	日曜日、祝日、12月29日～31日及び翌年1月1日～1月3日

7 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から土曜日	7時00分 から 20時00分 まで
----------	--------------------

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

保育時間（11時間）	7時00分 から 18時00分 まで
延長保育時間	夕： 18時01分 から 20時00分 まで

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

保育時間（8時間）	8時30分 から 16時30分 まで
延長保育時間	朝： 7時00分 から 8時29分 まで
	夕： 16時31分 から 20時00分 まで

※保育必要時間について

保育所における「保育を必要とする時間」とはその上限ではなく、勤務時間と通勤時間を合わせた時間となります。利用時間に買い物等保護者様の私的な用事は含まれませんのでお迎えの際は十分ご考慮をお願い致します。

※実際に保育を提供する時間帯について

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

8 利用料金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額	支払月
シーツレンタル代 ※1	シーツ洗濯及び乾燥代を御負担いただくもの	月額 700円	当月
月極延長保育料 ※2	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円	当月
実績延長保育料 ※3	月極延長申請時間を超えて児童をお預かりした場合に、延長保育料の実費相当分を御負担いただくもの	利用した延長保育時間 30分につき500円	翌月
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費でご負担いただくもの	月額 1,500円	当月
副食代 ※4	3歳以上の児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの	月額 4,500円	当月
補食代 ※5	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500円	当月
		日額 100円	翌月
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳代 ・帽子代 ・フェリカカード代 ・安心伝言板カード代 	入園時及び学年ごとにそろえて購入する物品代等を実費で御負担いただくもの	・連絡帳代 1冊 57円	翌月
		・帽子代 1個 759円	翌月
		・フェリカカード代 1枚110円 (1枚目は無料)	翌月
		・安心伝言板カード代 1枚330円 (1枚目は無料)	翌月
おむつ定額サービス ※6	サービスの利用料として御負担いただくもの	月額 2,530円 (税込) ※希望者のみ	当月

※1

毎年4月が申込期間となります。原則、年度途中のお申込み・キャンセルはできません。シーツレンタルをご希望されない場合は、ご自宅からシーツカバー持参とご自宅での洗濯をお願いいたします。
月額料金ですが1ヶ月登園の見込みがない場合も徴収免除いたしかねます。

※2 延長保育利用につきましては、前月25日までに申し込みが必要です。また被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除となります。

※3 川崎市からの費用補助が無いため、実費相当分を御負担いただきます。

※4 年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の子どもは免除となります。

※5 補食の提供は18時01分以降となります。また、補食代につきましては18時01分以降の延長保育申請をされた方全員が必要となります。

※6 希望者のみ。おむつ定額サービスをご希望されない場合は、ご自宅からおむつ・おしりふきを持参していただきますようお願いいたします。

※7 滞納が発生した場合、川崎市に連絡することがあります。

※8 主食代 登園日数に関わらず月額料金となります。

ただし以下の場合にご請求を免除・減額いたします。

①自治体の登園自粛基準に該当する場合のみ、日割（月の中の日数に関わらず25で割る）で利用していない分を翌月以降に減算して精算いたします。
なお自己判断による登園自粛や都合による欠席については精算の対象外となりますのでご了承ください。

②登園の見込みが1ヶ月ないことを前月25日までに申告いただいた場合、徴収を免除いたします。ただし月内に1日でもご利用があった際には翌月以降満額の徴収をいたします。日額ではございませんのでご注意ください。

副食代 主食代と同様の取扱いとなります。

9 支払方法

保育園で発生する保護者徴収金は、原則として保護者指定の預金口座からの自動引落の方法によるものとします。

- ・御請求日 毎月10日前後
- ・御引落日 毎月27日（土日祝日の場合、翌営業日）

尚、保護者が自動引落の方法を希望しない場合、当該保護者は自宅に郵送される払込票の内容に基づき支払うものとします。

- ・御支払日 払込票記載の期限内

領収書については口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとします。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行します。

尚、振替日に、引き落とせなかった場合、翌月に合算しての請求となります。予めご了承ください。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

当園の利用は、区市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

<毎日の保育・教育の流れ（一例）>

時間	乳児	幼児
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園 遊び（室内外）
9:30	遊び（室内外）・散歩	課題保育
10:50	食事 (年齢によって前後します)	
11:00		食事（年齢によって前後します）
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
12:30		お昼寝（年齢によって前後します）
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了	保育標準時間終了
20:00	閉園	閉園

※活動の時間は年齢・季節や天候等によって変動します。

< 保育計画（年間） >

入園されるお子様の年齢により、行事を変更することがあります。

クラス	保 育 計 画			
0 歳児	○衛生的で安全な環境の中で一人一人の子どもの生活を重視し、睡眠・食欲・遊びを満たし安定して生活が送れるようにする			
	○保育者との関わりの中で人への信頼感をもち安心して依存できる			
1 歳児	○生活の中で色々な事に興味を持ち、やってみようとする気持ちが芽生え、探索活動を十分に楽しみ、感覚を豊かにする			
	○保育者との信頼関係の下、友だちと一緒に楽しんで遊ぶ			
	○身の周りの物事、友だちに關心を持つ			
2 歳児	○自分でしようとする気持ちを大切にしながら身の回りの事ができる喜びを味わう			
	○自分の思いや気持ちをふくらませ表現する			
	○みたて・つもり遊びを楽しむ			
	○全身や手指を使う遊びを楽しみ、模倣遊び、ごっこ遊びをしながら友だちとの関わりを広げる			
3 歳児	○遊び・生活・活動の中で人や自然に触れ感性を豊かにしていくと共に物事に対し意欲を持って自発的に活動する			
	○ルールを守ろうとする社会性が芽生える			
	○伸び伸びと戸外遊びを楽しむ			
	○ごっこ遊び等、想像して遊ぶ楽しさを味わう			
4 歳児	○自分の思いや感じた事を伸び伸びと表現する			
	○友だちと共感したりぶつかり合う中、相手の気持ちに気づき、友だちと協力して遊ぶ			
	○思いやりの気持ちを持って仲間と関わる			
	○保育園の生活や遊びを自発的に展開する			
5 歳児	○自分で考え行動する			
	○目標をもって物事に挑戦し、達成に向け友だちと協力し合い、集団での関わり楽しさを十分に味わう			
	○自然事象や科学、社会事象に興味・關心を持つ			
	○小学校に向けて就学への期待をもつ			
	○自信をもって行動し、自分の考えを伝えられる			
行事	○様々な遊びや実体験を通じ、自ら行動し主体的に園生活を送る			
	4月	入園式	10月	運動会
	5月		11月	秋の遠足（幼児）
	6月	交通安全週間・親子遠足	12月	クリスマス発表会
	7月	七夕まつり・夏祭り	1月	
	8月		2月	豆まき
	9月	防災訓練	3月	ひなまつり・お別れ遠足・卒園式
	月間行事	お誕生月会・身体測定・避難訓練		
その他	保護者懇談会・保育参加（参観）・個人面談・クッキング・給食試食会・健康診断・歯科検診			

<クラス編成>

年齢	クラス名
1歳児	そよかぜ
2歳児	ふたば
3歳児	うみ
4歳児	そら
5歳児	たいよう

11 給食等について

にじいろ保育園では自前給食を通して望ましい食習慣をつけ、乳幼児の食生活の向上をはかります。

何より“安全で、旬のものを” “皆で” “楽しく” 食べるという経験が、『食』の大切さを自然に身に付け、健康な心と体を育てます。

乳幼児期の食生活は、成人してからのあらゆる食習慣の基礎となるものであり、正しい食習慣を身につけ、食文化を伝える役割を担うその意味合いからも保育園の給食は大変重要です。

～保育園給食の目標～

- ・食生活に対する正しい理解と食嗜好および望ましい習慣を養う。
(偏食の指導、手洗いの励行、食前食後のあいさつ等)
- ・栄養改善及び健康の保持増進、体力の向上をはかる。
- ・保育園での生活を豊かにし、明るい人間関係を養う。
- ・給食を通して乳幼児の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。(食育)

(1) 献立作成に際しての留意していること

子どもの嗜好や喫食状況も考慮し、職員で毎月の給食・食育会議なども踏まえて作成します。

- ・季節に応じた食材を取り入れる。
- ・行事食を盛り込む。(誕生日会メニューも含む)
- ・主食・主菜・副菜・汁物の組み合わせを主とする。
- ・おやつは手づくりのものを基本とする。
- ・加工食品、添加物、冷凍食品は極力使用しない。
- ・できるだけ国産品を使う。

(2) 保育における食育計画

年齢に応じた発達に合わせて、食事をおいしく、楽しく食べる子どもを育てていきます。

「保育所保育指針」に沿い、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として計画しています。年間食育計画を作成し実践します。

(3) 昼食等について

昼食・おやつ 補食・夕食	毎月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギー への対応	<u>医師の診断書の下</u> 、除去食をご用意します。面談の際、ご相談ください。（保護者のみの判断の除去はできませんのでご了承ください。）
衛生管理	集団給食施設届出を保健所へ提出しています。 調理員及び保育士は毎月細菌検査を行います。

※アレルギー対応について・・・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

(4) 延長保育時の補食提供の考え方

延長保育を利用する場合、補食の提供を行います。家庭でいただく食事までの補助食と考え、焼きそば、おにぎり、サンドイッチ等の提供で献立を作成しています。（離乳食の提供はしていませんのでご了承ください。）

12 保護者に用意していただくもの
(すべての持ち物に必ず、名前を記入してください)

品名	1歳児	2歳児	3～5歳児
パンツ		△	3
肌着	4	3	3
着替え	4	3	3
食食用エプロン	□5	2	
よだれかけ	□5		
ガーゼハンカチ (5ヶ月まで)			
口拭きタオル (6ヶ月から)	3	2	1
汚れもの用袋 (レジ袋・エコバック等)	1	1	1
ビニール袋 (小)	1箱	1箱	1箱
歯ブラシ			1
コップ			1
紙おむつ	5～8	5～8	
おしりふき	1	1	
バスタオル (午睡用) ベビー毛布 (冬期)	1	1	1
リュック			1
汚れてもよい服	△	△	△
運動靴	1	1	1
靴下	1	1	1

※□は必要に応じてお持ちください。△は園からの指示があつてからお持ちください。

※水着等は必要な時期になりましたらクラスだより等でお知らせします。

※その他持ち物に変更がある場合は、その都度保育園よりお知らせします。

※午睡用敷布団は、園でご用意します。シーツは、保育園でのご用意もごさいます。(レンタルシーツのクリーニングは当園で行います。) シーツ交換は毎週行います。金曜日のお迎え時に保護者が交換してください。

※バスタオル・カラー帽子は金曜日に持ち帰り、洗濯をすませ月曜日にお持ちください。

※フード付の洋服は危険を伴いますので避けていただきますようお願いいたします。

※歯ブラシ・コップは毎日持ち帰り洗ってください。歯ブラシは先の広がりを見直し、交換をお願いいたします。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①送り迎えは原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合は事前に連絡をお願い致します。
- ②玄関は防犯上常時施錠しています。玄関脇のインターホンを押し、お名前をおっしゃってください。モニターで確認後、開錠します。
(セキュリティシステムが作動し、24時間警備しています。)
- ③健康状態等で気になることを保育士にお伝えください。
- ④フェリカカードにて登園時間の登録をお願いします。
- ⑤食べ物やおもちゃ、お金は持ちこまないようお願いします。
- ⑥そよかぜ、ふたばは先にお子様のトイレ・おむつ交換をしてください。
(汚れている場合)
- ⑦登降園時間予定表にお迎えの時間を記入してください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①フェリカカードにて降園時間の登録をお願いします。
- ②必ず保育者に声をかけてください。
- ③掲示板や今日の様子、その他の連絡事項を必ず見てください。
- ④お子様と一緒に保育士と「さようなら」の挨拶をしてお帰りください。玄関を出るときは、先にお子様だけ出さないようにしてください。

(3) 下記の場合には、ご連絡ください。

- ①保育園をお休みするときは、8:30までにご連絡ください。
- ②具合が悪い場合には、必ずお子様の状態をお知らせください。
(高熱・発疹がある・下痢をしている等)
- ③登降園の時間・送迎の方が変わるときには、必ず連絡先をお知らせください。
(平常の勤務先と違う場所に行くなど)
- ④勤務先、住所、乳児医療証、健康保険証等の変更があるときはお知らせください。

14 保育園と保護者との連携について

【園からのお知らせ】

- ① 毎月の園だより・クラスだより
(行事案内・保育内容・給食だより・給食の献立表など)
- ② 毎日の保育の様子
(今日の様子を掲示板、または連絡帳などにてお知らせします。)

【連絡帳】

① そよかぜ・ふたば組

乳児期は食事・睡眠等一日24時間での生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をすることが大切です。連絡帳にご家庭の様子や今朝の体温などを記入してください。保育者は園生活の状況を毎日記入します。

② うみ・そら・たいよう組

幼児は園からの伝達事項がある場合に連絡帳に記入します。

(毎日の記入ではありません。)

ご家庭でも連絡事項やお子様の健康状態を保育園に知らせるとき等、連絡帳をご利用ください。又、担任からの伝達事項が記入されているときもありますので、毎日確認してください。確認後はサイン又は捺印をお願いします。

※なお、ICT機器として電子連絡帳を導入している施設においては、上記「連絡帳」の文言を「連絡帳アプリ」と読み替えます。

【お子様の様子をお伝えするために】

- ① 保育参観・保育参加は定期的に日程をお知らせしますが、その他にもご希望がありましたら担当保育士までご相談ください。
- ② 個人面談を実施します。
- ③ 保護者懇談会を実施します。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

【健康診断】

1歳児（2ヶ月に1回）、2～5歳児（年3回）は園医が健診します。健診の結果については健康の記録に記載し保護者の方へお伝えします。

【身体計測】

毎月1回、身長・体重の計測を行います。結果については「健康の記録」に記載をするとともに保護者の方にお伝えします。また、お子様の日頃の様子で心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

【歯科健診】

年1回 歯科健診を実施致します。結果については「健康の記録」に記載するとともに保護者の方にお伝えします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

【保健衛生について】

～こんなときはお知らせください～

※朝起きていつもと違うとき

- ・食事を食べたがらない・熱が出た・熱っぽい・咳がでる
- ・ゴロゴロしている・処方された薬を飲んでいる・吐いた
- ・その他気になる症状が見られるとき・下痢をしている

～こんなときはお知らせします～

- ・熱が出たとき（平熱より1℃以上または37.5℃以上を目安にご連絡します）
- ・ひどい下痢や嘔吐がある
- ・けがをした

※症状によってはお迎えをお願いすることがあります。

～こんなときはお休みください～

- ・熱があるとき（平熱より1℃以上）・下痢、嘔吐が続いているとき
- ・感染症（うつる病気）にかかったとき（別表「感染症について」参照）

～日頃からご点検ください～

・つめについて

つめが伸びていると、ばい菌が溜まったり、皮膚を掻き傷つけたり、虫さされからとびひになる原因となります。また、お友だちに思わぬ怪我をさせてしまうこともあります。ご家庭でも気をつけ、こまめにつめ切りをしてください。

・頭髮について

飾りのあるゴムは、転倒時にけがの原因にもなりますのでお控えください。また、アタマジラミ症の流行を防ぐために定期的に頭部のチェックをさせていただきます。ご家庭においてもチェックをお願いします。疑いや発生に気づきましたら必ず受診し保育園へご連絡くださいますようお願いいたします。

～その他～

- ・具合が悪くなった場合は連絡をしますので、なるべく早めのお迎えをお願いします。
- ・身体の清潔に気を配りましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・朝食を食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・薄着の習慣をつけましょう。（乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装やぶかぶかの靴は動きを妨げ、けがの原因になります。）

【与薬について】

○原則として通常保育での与薬はできません

与薬は医療行為とも考えられますので原則として与薬はできません。但し、事情によりやむを得ない場合はご相談ください。

※抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に与薬することが必要であると医師が判断する薬に限り保育園での与薬をすることができます。

○与薬の是非については川崎市保育所入所児童等健康管理委員会の審議があります。

○解熱剤は経口薬、座薬に拘わらず与薬できません。

（おおむね37.5度以上になりましたらご連絡しますのでお迎えにいらしてください。）

○喘息の吸入はできません。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

『感染症』とは、病原微生物が人の体内に侵入して、増殖し、それによって人に有害な影響を及ぼすか、又は人の生態の防御反応が起こり、人に対して好ましくない反応を引き起こされた状態、すなわち発症した状態を指します。学校保健法では伝染病の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用することになっています。

感染症が発生したときは、保護者の皆様へ発生状況を速やかに知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めています。お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育園にお知らせください。

保育所における感染症による休園の基準

【医師が意見書を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後から4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を経過していること
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

※登園許可証（医師記入）・登園届（保護者記入）の用紙は園に用意してあります。

※新型コロナウイルス感染症については、国のガイドラインをご参照ください。

登園許可証明書

児童名：

病名：

上記の者、 年 月 日から頭書の疾病で療養中の
ところ軽快したので、 年 月 日から登園しても
よいことを証明する。

年 月 日

住所

医療機関

医師名

印

(保護者用)

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)	
_____ 保育所施設長殿	
_____ 入所児童名	
病名 「	」と診断され、
年 月 日	医療機関名 「
」	
において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので	
登園いたします。	
_____ 保護者名	_____ 印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

【予防接種について】

予防接種は様々な感染症を予防し、罹っても軽くすむことを目的としています。保育園は集団の場ですので主治医と相談しながらできるだけ接種するようお願い致します。受けられた接種の種類・年月日を園にお知らせください。予防接種後の登園は30分経過観察の上、医師の判断によりお預かりいたします。登園後、体調の変化等ありましたらご連絡をさせていただきます。

【嘔吐・下痢・血液にて汚れた衣類について】

近年はノロウイルスやロタウイルス等の集団感染の拡大が懸念されています。感染症が考えられる嘔吐・下痢にて衣類が汚れてしまったとき、園にて消毒・洗濯等をした場合、ウイルスによる感染拡大の危険性が考えられるため、汚れたままビニールに入れて、お持ち帰り頂きます。予めご了承、ご協力をお願い致します。

～理由～

1. 汚れた衣類を迅速にビニール袋に入れ処理をすることにより、空気感染を最小限にする。
2. 汚れた衣類を扱うことで、保育士及び園児への感染の拡大の危険がある。
3. 消毒のため次亜塩素酸ナトリウム液に衣類をつけると衣類が脱色してしまい、着用できなくなる可能性が高い。
4. 園内では熱湯による消毒が不可能。

～自宅での衣類の処理・洗濯方法～

- ①衣類をビニール袋に入れ、周囲を汚さないようにする。
- ②85℃ 1分以上の熱湯消毒もしくは、次亜塩素酸ナトリウム6%を水1ℓに対して約20mlを（めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱）入れ、30～60分間浸す。
- ③消毒後、他の衣類と分けて最後に洗濯する。
加熱で消毒することができますが、ほかの細菌やウイルスに比べ熱に強いです。

85℃ 1分以上もしくは80℃で10分程度の加熱が必要です。主成分が次亜塩素酸ナトリウムの塩素系漂白剤が効果的です。エタノールや逆性石鹼などの消毒は無効です。なお、洗濯作業をする際には、マスク・手袋を装着することで感染予防することができます。

【慢性疾患について】

アレルギー疾患（食物アレルギー・気管支ぜん息など）、心臓疾患、けいれん性疾患などについては診断書が必要な場合があります。食物アレルギーなどで除去食が必要な場合は主治医による診断書（「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）が必要です。また定期的に（医師の診断に基づき半年～年1回）「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご提出いただき今後のお子様の健康管理についてのご相談をさせていただきます。

17 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	さるや皮フ科
嘱託医名	猿谷 佳奈子
所在地	川崎市高津区溝口4-13-5 北条ビル1階
電話番号	044-820-1123

18 嘱託歯科医

下記の歯科医に歯科健診をお願いしています。

医療機関の名称	斎藤歯科医院
歯科医名	斎藤 善司
所在地	川崎市高津区二子2-8-10
電話番号	044-822-8391

19 一時避難場所、広域避難場所

保育所近隣の一時避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難場所	高津小学校
広域避難場所	高津小学校

20 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予め御了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

高津警察署	住所： 川崎市高津区溝口4-5-1 電話： 044-822-0110
二子新地駅前交番	住所： 川崎市高津区諏訪1丁目2番1号
高津消防署	住所： 川崎市高津区二子5丁目14-5 電話： 044-811-0119

<ネットワーク>

高津区役所	電話： 044-861-3250（保健福祉センター-児童家庭課 児童家庭サービス係）
-------	--

21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。別途定める危機管理マニュアルにより対応いたします。施設での安全計画については入園時に説明を行います。また安全計画については施設に備え付けてありますのでいつでも閲覧ができます。

災害時 備蓄品(一例)

備蓄食品	用意している物資
飲料水 パン カンパン	防災頭巾 非常用ライト 震災笛 カセットコンロ カセットガス ヘルメット 保護者緊急連絡先
※災害緊急時には調理室食種を確認し早期対応できる食事を検討します。	

<警戒宣言が発令された場合>

- ①閉園時に警戒宣言が発令された場合
警戒宣言が解除されるまでは閉園となりますので、登園はしないでください。
- ②開園時に警戒宣言が発令された場合
できるだけ早くお迎えをお願いします。なお、電話回線の混雑が予想されますので、園からの電話連絡は致しません。

<防災と安全管理>

- ①「いざ」という場合のお迎えや避難方法について、ご家族で話しておいてください。
- ②毎月避難訓練を実施し、年1回の大規模災害を想定した保護者参加の「引き渡し訓練」を実施しています。また、不審者対策訓練も定期的に行っています。
- ③安全管理は警備会社に委託し、玄関は常時施錠しています。
- ④散歩のときには職員が防犯ブザーを携帯しています。
- ⑤大津波災害も想定して避難場所を確認しています。

<大地震・大災害が発生した場合>

- ①地震・災害発生時
お子様を園内の安全な場所に避難させます。また、負傷したお子様については応急処置を行い、けがの状況によっては医療機関にお運びします。
- ②地震・災害発生後
乳幼児を連れての一斉避難はかえって危険であるため、できるだけ園内に留まります。ただし、園内に留まることが危険と判断した場合には指定した一時避難場所・広域避難場所または避難所へ避難します。
 1. 避難する際には園の出入り口に避難場所を掲示します。
 2. お子様の引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えにいらした際は無断で連れて帰らないでください。引渡しの際混乱を避けるため、身分証明書の掲示をお願いすることがあります。

<災害用伝言ダイヤルの活用>

お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用します。ご自宅及び保育園の電話番号でメッセージのご確認をお願いします。

- ① 保育園から避難所に避難したときは、保育園の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子様を医療機関へ搬送されたときは、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

【災害用伝言ダイヤルの使用方法】

※伝言の再生方法※

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2	被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
044-712-3806	電話番号（044-712-3806）の伝言を再生します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。
1 #	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは、数字の「8」の後#を、次の伝言に移るときは数字の「9」の後#を押してください。

～災害用伝言ダイヤル（伝言の例）～

（1）保育園へ残した伝言

こちらはにじいろ保育園二子新地です。お子様は△△（避難場所）へ避難致しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。

（2）自宅の電話番号へ残した伝言

こちらはにじいろ保育園二子新地です。××さんは□□（病院名）へ搬送されましたので病院へ直行してください。よろしくをお願いします。

※災害用伝言ダイヤルは携帯電話、公衆電話、一般電話からおかけください。

～安心伝言板の活用～

施設からの情報を情報発信システム「安心伝言板」でご登録頂いたメールアドレス宛へ発信します。

<大災害時対応フロー>



園児安全確保最優先（全職員 ※調理室・看護師含む）

園長は緊急時役割分担に基づいた職員への指示

大災害の場合は避難場所へ避難の場合あり

園長：情報収集 災害状況の確認
（電話不通・停電等の場合、ラジオ放送を常時聞き最新情報
収集に努める。）
行政・本部との情報、連絡

保護者との連絡手段

- ・災害時伝言ダイヤル171の発信
- ・安心伝言板

→園児の状態・避難場所の吹込みおよび入力

交通マヒ・ライフライン不通で保護者のお迎えが大幅に遅れる事態が想定される場合

残留園児保護・残留園児の食事の検討
備蓄食品・食事提供準備（状況により園長は判断）
園の食材確認・調理室に指示
カセットコンロを用いた方法で提供できる食事を調理（状況により園長が判断）
例：おにぎり、味噌汁（アレルギーのお子様でも安心できるもの）

保護者への引き渡し
（保護者以外の方のお迎えの場合は十分な身分確認を園長が行う）

22 虐待等の防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条にある通告義務は、守秘義務より優先されます。

○児童虐待の防止に関する法律第5条：早期発見の義務

○児童福祉法第25条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。いくつもの要因が絡み合って、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽にご相談ください。

23 賠償責任保険の加入状況

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ（株）の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

＜施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク＞

対人賠償	1事故	5億円
対物賠償	1事故	5億円

＜受託物リスク＞

対物賠償	1事故	1千万円
------	-----	------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	1百万円
入院日額	1,500円
通院日額	1,000円

24 業務の質の評価について

【運営委員会】

「にじいろ保育園」は、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供・構築することを目的としています。運営委員会は園長・本部・第三者委員・保護者の代表の方で構成します。園長及び本部が保育園の運営状況をご報告し、ご意見をいただきながらさらにより良い保育園を目指します。

25 苦情相談窓口

保育園のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・お悩み等がありましたら、ご遠慮なく保育者にお伝えください。【すまいるBOX】というメールボックスも玄関ホールに設けていますので、どうぞご利用ください。

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。また、苦情責任者との話し合い以外にも、客観的な第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言を致します。第三者委員の立ち会い・助言が必要な際には、苦情責任者にその旨を申していただくか、または第三者委員まで直接ご連絡ください。

相談・苦情受付担当者	園長 清水 幹子
相談・苦情解決責任者	園長 清水 幹子
第三者委員	佐藤紀美子 044-833-2517 民生・児童委員

※ 利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます。

作成日 平成27年4月1日

改訂日 令和6年5月1日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園 名： にじいろ保育園二子新地
所 在 地： 川崎市高津区二子1-17-5
説明者職名： 園長 清水 幹子

私は、書面に基づいてにじいろ保育園二子新地の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

にじいろ保育園二子新地 清水 幹子 様

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：